

自動車リース契約基本約款

第1条 (リース契約)

1. 甲は、この契約の定めるところにより、表記(1)記載の自動車(以下自動車という)を賃借し、乙は、これを賃貸します。
2. 甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路運送法及び自動車関連法規を遵守します。
3. この契約は、この契約に定める場合を除き、リース期間の途中での解除又は解約ができないものとします。

第2条 (リース期間)

リース期間は表記(2)記載のとおりにします。

第3条 (リース料及び支払方法)

1. リース料は表記(3)記載のとおりとし、リース料に含まれる費用等は表記(8)記載のとおりとします。
2. リース料の支払方法及び支払日は、表記(4)及び(7)記載のとおりとします。
3. 甲は、リース期間中理由の如何を問わず自動車を使用しない期間があっても、乙に対するリース料の支払いを免れないものとします。

第4条 (消費税及び支払方法)

甲は、消費税法の税率に基づく消費税額を、リース料に付加して乙に支払うものとします。
表記(8)記載の消費税額は、税率が変更された場合には変更するものとします。

第5条 (リース料の変更)

自動車について、法令により公租公課、保険料等の変更が生じた場合及び自動車の仕様変更に伴う整備、部品取付交換等の新たな費用が生じた場合、その変更相当額を変更が生じた月以降のリース料に加算または減算ができますものとします。

第6条 (自動車の引渡)

1. 乙は、自ら又は乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、自動車の引き渡しを受けた後、遅滞なくこれを点検し、自動車の瑕疵がないことを確認のうえ自動車の借受証を乙に交付します。甲がこれを怠ったときは、自動車は完全な状態で引渡されたものとし、以降、乙は一切の責を負わないものとします。
3. 天災地変等その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合は、乙はその責を負わないものとします。

第7条 (自動車の使用・保管)

1. 甲は、善良な管理者の注意をもって自動車を使用、保管するものとし、法令等の規定を遵守するものとします。
2. 甲は、表記(8)の乙が実施するメンテナンスサービスの各項目を除き、自動車が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つよう保守、点検、整備を行うものとし、自動車が損傷をうけたときは、その原因の如何を問わず修繕、修復を行い、その費用についてはすべて甲の負担(乙が受領した車輦保険額は除く)とします。

第8条 (禁止行為等)

1. 甲は、自動車を第三者に譲渡、担保したり、その他乙の所有権を侵害するような一切の行為をしないものとします。
2. 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をしないものとします。
 - (1) 自動車を特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の現状を変更すること。
 - (2) 自動車検査証の記載を変更し、又は自動車の用途、使用の本拠地、保管場所等を変更すること。

第9条 (自動車の立入点検・所有権の表示)

1. 乙又は乙の指定する者が、自動車の保管、使用状況を点検するため保管場所への立入り又は説明を求めたときは、甲は異議なくこれを応じます。
2. 乙は、自動車の保管、使用状況について、甲に助言、指示することができるものとします。
3. 乙は、自動車に乙の所有である旨の表示を付すことができるものとします。

第10条 (通知義務)

- 甲は次の各項の一つに該当した場合は直ちに乙にこれを通知するものとします。
- (1) 第19条第3項から第5項の事項が発生したとき。
 - (2) 自動車の盗難、滅失、損傷等の事故が発生したとき。
 - (3) 自動車の使用または保管に起因して第三者に損害を与えた時。
 - (4) 甲又は保証人の住所、氏名、商号及び事業内容等に重要な変更があったとき。

第11条 (保険)

1. 乙は、甲が負担すべき第17条の損害補填を担保するため、表記(9)の内容を有する保険契約を乙が選定する保険会社と締結します。
2. 保険金額は表記(9)に定めたとおりとし、リース期間中これを継続するものとする。
3. 自動車が保険事故が発生したときは、甲の直ちにその旨を乙に通知するとともに保険金受取りに必要な一切の書類を遅延なく乙に交付します。
4. 第1項の保険契約により補填されない損害及び地震等の天災地変による損害については、甲の負担とし、乙はなんら乙の責を負いません。
5. リース料に自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)の保険料が含まれない場合は、甲は甲の責任と負担で自賠責保険を付保するものとし、自賠責保険の証券と写しを乙に提出します。
6. リース料に自動車保険料が含まれる場合は、乙が表(9)記載の自動車保険を付保し、リース期間中にこれを継続します。
7. その他保険契約に関する取り決めは、保険会社の約款・取扱規程に従うものとします。

第12条 (自動車の取壊)

1. 自動車の引渡し後、その自動車が万不具合が生じた場合、その原因が設計、材質、製造上の取壊等にある場合は、乙は自動車の保証書に従って供給者にその担保責任を負わせるものとします。又、メンテナンス条項のある場合で、メンテナンスによる取壊等に原因があるときは、乙が担保責任を負います。ただし、自動車の保管上、運行上の事由による不具合、又は経年劣化褪色については担保責任を負いません。
2. 前項の場合にも、甲は本契約を解除することができません。

第13条 (メンテナンスサービス)

1. 乙は、リース期間中表記(8)のメンテナンスサービスを実施するものとします。
2. メンテナンスサービスは原則として乙の指定する当社規定の工場で実施するものとします。
3. 次の場合の修理等の費用は、甲の負担とします。
 - (1) 甲の故意又は重大な過失に起因する修理等の費用
 - (2) 第11条による保険金で充てられない修理等の費用
 - (3) 表記(8)記載のメンテナンスサービス項目以外の項目について行った修理等の費用。
- (4) 甲が乙の事前了解を得ず、独自に行った修理等の費用。

第14条 (車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

1. 甲は、メンテナンスサービスの継続車検又は構造等変更検査(以下「継続検査等」という)の実施に際し、乙及び委託工場が甲及び自動車にかかわる放置違反金の滞納の有無に関する情報を車検拒否制度の運用を円滑に行う目的に限って一般社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを通じて事前照会・確認を行うことに同意します。
2. 前項の一般社団法人日本自動車整備振興会連合会からの事前照会の回答により乙及び委託工場が直接所轄の警察署に対し照会・確認する必要が生じたときは甲はこれに同意するとともに所定の同意書に記名・捺印します。
3. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延または不能となった場合は乙は一切の責任を負いません。又、放置違反金の滞納に起因して保安基準適合証の再取得にかかわる一切の費用は甲が負担するものとします。

第15条 (代車)

整備、修理に要する期間について、甲の要求がある場合は、乙は別の自動車(代車)を斡旋し、これを有償で使用させるものとします。

第16条 (事故処理)

1. 自動車自体又は使用管理によつて事故が発生した場合、甲は乙に直ちに緊密な報告を行い、甲の責任において法令の定める諸手続に従って事故の解決を図るものとします。
2. 乙は、甲からの報告により、速やかに事故に関する必要な諸手続を行い、その解決を甲と共に行うものとします。

第17条 (損害賠償)

甲は、自動車の運行保管等により事故を起こし、その自動車又は第三者に損害を与えた場合は、その原因の如何を問わず、全て甲の責任と負担において事態の解決を図るものとします。

第18条 (自動車の滅失・毀損)

1. リース期間満了迄に生じた自動車の滅失・毀損等についてのすべての危険は、甲が負担するものとします。ただし、通常の減耗消耗はこの限りではありません。
2. 自動車が減失、盗難、その他の事故により乙の所有権を回復する見込がないと乙が認めるに至った場合、又は自動車が損傷し、

その復元費用が自動車時価額を超える場合は、この契約は終了します。

3. 前項の場合は、その原因の如何を問わず甲は第22条の解約清算金を乙に支払うものとします。

第19条 (解約解除)

- 甲が、下記各号の一つでも該当した場合には、乙はなんら通知催告をしないで本契約を解除できるものとします。
- (1) リース料支払いを滞滞したとき及び支払を停止したとき。
 - (2) 本契約の条項の一つでも違反したとき。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (4) 仮差押、仮処分、差押又は競売の申請もしくは破産(自己破産を含む)、和議開始、会社整理、会社更生等の申立があったとき、及び清算に入ったとき。
 - (5) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、又は保全差押を受けたとき。
 - (6) 甲の営業が引続き不振であり、又は甲の営業継続が困難であると乙が認めたとき。

第20条 (契約の同時解除)

前条の規定により契約を解除したときは、乙は甲乙間に締結された一切の契約を解除することができるものとします。

第21条 (契約期間中の解除)

リース期間中に甲の都合により解約する場合は、甲は、乙に対して60日前迄に書面により通知し、乙が承諾した場合にのみ成立するものとします。

第22条 (解約清算金)

1. リース期間途中において、第18条、第19条、第20条、第21条によつて契約を解除又は解約する場合は、甲は乙に解約清算金を支払います。
2. 解約清算金は、未経過期間のリース料総額及び解約日迄の未払リース料金額の合計額から次のものを差し引いた残額とします。
 - (1) 返還された自動車の売却価格又は評価額(日本自動車査定協会基準)と契約時設定の自動車残価との差額。
 - (2) 乙が受領した車輦保険金。
 - (3) 自動車税及び重量税の未経過期間返戻金相当分。
 - (4) 自動車損害賠償責任保険及び、任意保険の未経過期間返戻金相当分。
 - (5) メンテナンス条項のある場合は、未実施期間メンテナンス費用。

第23条 (自動車の返還)

1. リース期間が満了したとき、及び契約が解除又は解約になったとき、甲は乙の指示に従って自動車を返還するものとします。
2. 自動車の返還が遅れた場合、甲は遅延日数に応じたリース料相当額の損害金を乙に支払うほか、この契約の諸条項に従うものとします。
3. 自動車を返還するにあたり、自動車が損傷を受けていた場合は、甲の負担において復元するものとします。ただし、車両保険の保険金を乙が受領した場合は、その限度において甲の負担を免除します。

第24条 (自動車の返還に伴う清算)

1. 残価清算する(オープンエンド方式)場合、処分価格又は評価額と契約書記載の価格とを対比し当該残価が設定残価を超えるときは、乙はその超過額を甲に支払、また当該残価を設定残価に達しない時は甲はその不足額を乙に支払います。但し清算金には別途消費税等が別途加かります。
2. 残価清算しない(クローズドエンド方式)場合、リース期間満了時の設定残価の清算は行わないものとします。

第25条 (リース期間の延長)

1. 甲は、リース期間満了の60日前迄に乙に書面で申し入れ、乙の承諾によりこの契約を延長することができるものとします。
2. 契約延長後のリース料、リース期間その他の条件については、甲乙協議のうえこれを決定するものとします。

第26条 (費用負担)

1. 本契約の締結に関する費用及び本契約に基づく債務履行に要する一切の費用は甲の負担とします。
2. 甲が乙に対する債務の支払いを滞滞した場合、乙は、甲または連帯保証人に対し当該催告に要した費用の実費を請求することができるものとします。

第27条 (乙の権利移転)

1. 乙は本契約に基づく権利の全部若しくは一部を金融機関等に譲渡、質入れ又は自動車に担保権を設定ことができ、甲は異議なくこれを承諾します。
2. 乙が本契約に関連して本来の権利を守り若しくは回復するため、または第三者から法律上理由がある請求を受けたため、や

むを得ず必要な措置をとったときは、甲は自動車の搬出費用・弁護士報酬その他一切の費用を乙に支払います。

第28条 (相殺の禁止)

1. 甲は本契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙又は乙の継承人に対する甲の債権を持って相殺することはできません。

第29条 (事業報告の義務)

1. 甲は乙の請求及び毎決算期の貸借対照表、損益計算書その他甲の事業状況及び自動車の保管、使用状況等に関する資料を遅滞なく乙に提出します。

第30条 (弁済の充当)

1. 本契約に基づく甲の債務の支払いが債務全額を消滅させるに足りない時は乙は、乙が適当と認めるとき順序及び方法により充當ことができ、甲は、その充當に対しては異議を述べません。

第31条 (検査登録情報)

1. 甲は乙が運輸支局等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することに同意します。
2. 甲が乙の承諾のもと自動車を転貸するなど自動車を使用者が甲でない場合、甲は当該使用者に対し乙が自動車の検査登録情報を利用・活用することにつき同意を得るものとし、甲がこの同意を得られない場合、乙は自動車の検査登録情報のうち当該使用者の個人情報については提供を受けないものとします。

第32条 (遅延損害金)

甲が本契約に基づく支払を遅延した場合は、甲は支払うべき金額に対して、年14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第33条 (連帯保証人)

連帯保証人は、本契約から生ずる一切の債務につき、甲と連帯しこれを保証し、債務履行の責に任じるものとします。

第34条 (確認事項)

1. 甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、甲及び連帯保証人(これらの役員及び従業員を含む。以下本条において同じ。)暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐術的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下、反社会的勢力という。)でないことを誓約し、かつ、この契約書の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを確約します。
2. 甲及び連帯保証人は、乙に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。
 - (1) 詐術、暴力の行為又は脅迫的言辭の使用等。
 - (2) 事実に対し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
 - (3) 乙の名誉や信用を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為等。
 - (4) 乙の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為等。

第35条 (管轄裁判所等)

甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたとき及、乙の本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第36条 (通知の効力)

この契約に関し、乙が甲又は連帯保証人に対して発送した書面が、この契約書記載又は第10条により変更通知を受けた住所に差し出されたにもかかわらず甲又は連帯保証人に到達しないときは、この書面は発信後5日をもって到達したものとします。

第37条 (強制執行)

甲及び連帯保証人は、乙の要求があったときは、本契約に基づく事項を公正証書として作成し、かつ本契約による債務を履行しない時は、直ちに強制執行を受けても異議がないことを承諾します。

第38条 (その他)

この約款に定めない事項については、必要の都度、甲と乙が協議して定めるものとします。

【個人情報の取り扱いについて】

第1条 (個人情報の収集・保有・利用)

1. 甲及び連帯保証人(以下、借受人という)は、この契約を含む乙との取引の管理のため必要とする範囲の借受人等の個人情報乙が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
2. 甲は、この契約に自動車保険を含む場合、自動車保険締結及び保険金請求手続き等に必要範囲で、保険会社及び代理店に個人情報を提供することに同意します。
尚、甲の従業員等個人情報の提供が必要な場合は、甲が甲の責任において、当該従業員から個人情報の提供に係る同意を取得します。

以上